

# 主 直 日 誌

10月 20日(土) 天候C

主直氏名

## 【実習・課業の具体的な内容】

船員法第14条、訓練記録簿講義、ポンペイ国際交流の準備

昨日、中国漁船から救難信号（イパーブ）が発信されたそうです。詳しい状況は分かりませんでした。海難事故の虞ありとの報告でした。本船は近い海域を航行していたので、信号が発信された海域に向かいました。約24時間かかる海域でした。

本日朝に救難信号のあった海域に到着しました。実習生も捜索に参加するように指導教官から指示があり、双眼鏡を使って探し始めました。すると海上保安庁から「救難信号は誤報だったらしい。」と連絡が来ました。事故が無くて良かったと思いましたが、もっと早く誤報だったことが分かれば本船が現場海域に向かうことも、海上保安庁の出動も無くここまで大事にならなかったと思います。今回の誤報でイパーブの重大さと扱うときの注意について考えさせられました。一度電波を発信してしまうと止めることが出来ないこと、海上保安庁や周辺の船舶に迷惑をかけてしまうことなど、イパーブは遭難したときに自分たちの居場所を伝えてくれる重要な仕事をしてくれる一方、多くの人に情報を発信するので、誤作動してしまうと取り消すのが大変な機械だと思いました。船員法第14条「遭難船舶等の救助：船長は、他の船舶の遭難を知ったときは、人命の救助に必要な手段を尽くさなければならない。」についても教わりました。

10月20日（土）



作業が早く終わったので観測に何度も取り組んでいます

透明度板を使って透明度の測定中です